

會ナルモノヲ設ケ會規ヲ定メ會員ノ糾合ト資金ノ  
調達トニ應ジセルトスルモノハ如レ

### 維持會々規抄

- 一 維持會員ハ組合維持費ヲ會員トシテ一月毎園ツ  
、本部ニ組入スルモノトス(但シ普通會員ハ之ヲ要セス)
- 一 維持會員當分ノ内月額百五十円ニ達シタルトキハ右會  
費ヲ定円以下ニ切下クルモノトス
- 一 維持會員ハ會員ニ割リ以テ本部基金トシ維持會  
員相互ノ扶助慶弔ニ際シ出費シ又機關雜誌保証  
金等ニ充ツルモノトス

### 二 労働團體トシテ

(一) 園地製作所紛議後報

三月十日職工等約三十名大崎説教所ニ集合坂東保一  
西村運平外四名園田社長私宅訪問セルニ拒絶セラレ右  
報告ヲナレ十四日ハ給料支払日ナルニ受取リ赴カサルコトヲ  
申合セ散會セル外何等運動ナレ

中立職工天笠方吉ヲ政打シタル齋島英外三名八十  
三日又誘惑煽動ノ席ヲ取調中ノ田口龜三外三名  
ハ十四日就ヒ東京区裁判所檢事局ニ送致セラレタリ

十四日東京鐵工組合大崎支部ハ「東京鐵工組合  
大崎支部園地製作所紛議」ト題スル年報ヲ  
記載セル脱字印刷物約千枚ヲ組合若文部其ノ他ノ  
労働團體等ニ配布レ應援ヲ求メタリ